

石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

令和元年

石川県県民文化スポーツ部
県民交流課統計情報室

目 次

調査結果の概要	1
毎月勤労統計調査地方調査の説明	7
統 計 表	
1 指数	
1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	13
2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	17
3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	21
4表 産業別雇用指数	25
2 給与・賞与	
5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	29
6表 産業別きまって支給する給与	47
7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	51
3 出勤日数・実労働時間数	
8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	52
4 労働者数	
9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	70
10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	74
11表 産業別入職率・離職率	78
5 その他	
12表 産業別、就業形態別常用労働者の1人平均月間現金給与額・出勤日数・実労働時間数	82
付 録	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	86
2 調査結果の概要	87
第1表 産業別、性別、規模別 きまって支給する現金給与額	88
第2表 産業別、性別 特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・常用労働者数	88
3 毎月勤労統計調査の沿革	89
4 調査票様式(全国調査、地方調査、特別調査)	90

調査結果の概要

令和元年毎月勤労統計調査結果における 賃金、労働時間及び雇用の動き

1 賃金の動き

令和元年における常用労働者1人平均の月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で297,927円となり、前年比0.8%減（規模30人以上は329,979円、前年比3.6%減）となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、248,453円となり、前年比0.6%減（30人以上は270,271円、前年比2.9%減）となった。

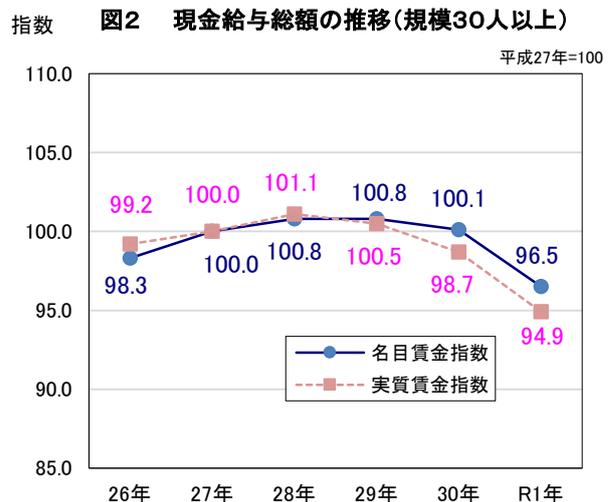
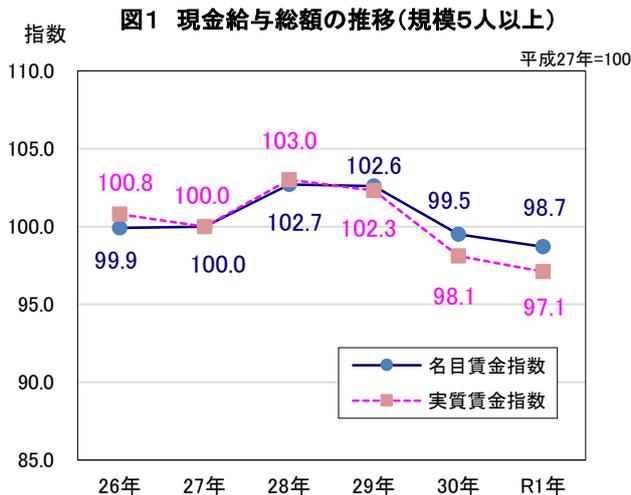
また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると49,474円、前年差1,205円減（30人以上は59,708円、前年差4,022円減）となった。（表1）

現金給与総額を物価変動（帰属家賃を除く金沢市消費者物価指数が前年比0.3%増）を差し引いた実質でみると、前年比1.0%減（30人以上は3.9%減）となった。（図1、2）

表1 産業別月間現金給与額（規模5人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	前年差
	円	円	(%)	円	円	(%)	円	円	円
調査産業計	300,491	297,927	△ 0.8	249,812	248,453	△ 0.6	50,679	49,474	△ 1,205
建設業	376,257	387,268	2.8	319,617	328,304	2.7	56,640	58,964	2,324
製造業	339,424	346,883	2.2	274,928	282,427	2.7	64,496	64,456	△ 40
電気・ガス・熱供給・水道業	464,558	479,714	3.4	381,444	385,637	1.3	83,114	94,077	10,963
情報通信業	458,251	471,448	1.9	368,646	361,223	△ 2.1	89,605	110,225	20,620
運輸業、郵便業	344,961	300,427	△ 12.9	309,103	261,213	△ 15.4	35,858	39,214	3,356
卸売業、小売業	237,868	267,017	12.3	202,900	220,855	8.9	34,968	46,162	11,194
金融業、保険業	442,533	320,962	△ 27.3	331,098	245,618	△ 25.8	111,435	75,344	△ 36,091
不動産業、物品賃貸業	212,744	229,849	9.5	186,373	205,835	11.8	26,371	24,014	△ 2,357
学術研究、専門・技術サービス業	358,865	393,561	9.9	307,064	332,646	8.4	51,801	60,915	9,114
宿泊業、飲食サービス業	127,444	133,384	4.6	118,823	127,287	7.2	8,621	6,097	△ 2,524
生活関連サービス業、娯楽業	177,599	156,993	△ 11.9	165,742	146,221	△ 11.8	11,857	10,772	△ 1,085
教育、学習支援業	392,599	331,307	△ 15.6	301,677	259,607	△ 13.9	90,922	71,700	△ 19,222
医療、福祉	312,126	312,942	0.2	255,139	262,475	2.9	56,987	50,467	△ 6,520
複合サービス事業	347,270	346,216	△ 0.4	271,816	273,800	0.7	75,454	72,416	△ 3,038
サービス業（他に分類されないもの）	273,540	241,026	△ 11.8	231,022	211,920	△ 8.3	42,518	29,106	△ 13,412

（注）調査産業計には、鉱業を含む。



次に、現金給与総額を産業別にみると、①電気・ガス・熱供給・水道業が 479,714 円と最も高く、以下、②情報通信業、③学術研究, 専門・技術サービス業、④建設業、⑤製造業、⑥複合サービス事業、⑦教育, 学習支援業、⑧金融業, 保険業、⑨医療, 福祉の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、男 367,485 円に対し、女 217,758 円となっている。
(表 2)

表 2 産業別男女別月間現金給与額 (規模 5 人以上)

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与		
		男	女		男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	297,927	367,485	217,758	248,453	303,067	185,507
建設業	387,268	421,490	247,833	328,304	357,094	211,002
製造業	346,883	400,983	228,589	282,427	323,792	191,979
電気・ガス・熱供給・水道業	479,714	510,273	366,153	385,637	410,476	293,330
情報通信業	471,448	524,573	340,903	361,223	397,130	272,987
運輸業, 郵便業	300,427	332,179	194,319	261,213	285,877	178,789
卸売業, 小売業	267,017	344,573	172,588	220,855	277,589	151,779
金融業, 保険業	320,962	406,843	238,676	245,618	306,543	187,243
不動産業, 物品賃貸業	229,849	284,667	149,765	205,835	254,851	134,227
学術研究, 専門・技術サービス業	393,561	458,400	257,114	332,646	386,949	218,371
宿泊業, 飲食サービス業	133,384	170,005	110,214	127,287	160,545	106,244
生活関連サービス業, 娯楽業	156,993	173,371	147,339	146,221	157,343	139,665
教育, 学習支援業	331,307	479,809	250,658	259,607	370,497	199,385
医療, 福祉	312,942	406,561	284,516	262,475	345,021	237,411
複合サービス事業	346,216	397,820	265,979	273,800	312,422	213,748
サービス業 (他に分類されないもの)	241,026	292,212	169,353	211,920	255,516	150,874

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

2 労働時間の動き

令和元年の調査産業計の常用労働者1人平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で144.6時間、前年比2.2%減（規模30人以上では149.0時間、前年比3.4%減）となった。

月間の労働時間を年換算すると、総実労働時間は1,735時間、前年比41時間減（規模30人以上では1,788時間、前年比65時間減）となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は134.7時間、前年比2.0%減（規模30人以上では137.6時間、前年比3.5%減）となった。また、所定外労働時間は9.9時間、前年比4.9%減（規模30人以上では11.4時間、前年比3.1%減）となった。

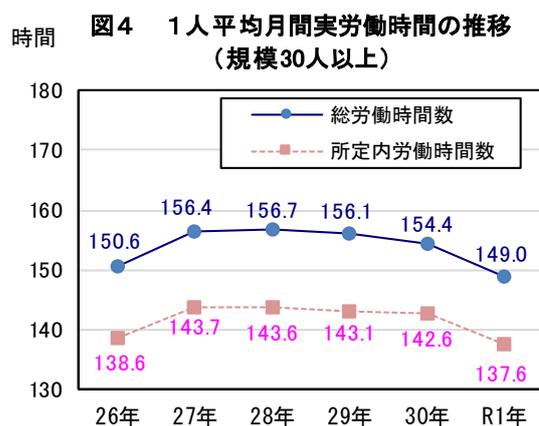
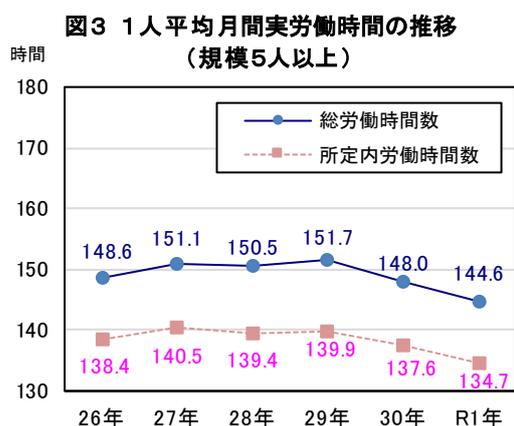
なお、製造業の所定外労働時間は15.5時間、前年比4.8%減（規模30人以上では17.0時間、前年比2.3%減）となった。

月間の出勤日数は18.8日、前年差0.4日減（規模30人以上では18.8日、前年差0.6日減）となった。（表3、図3、4）

表3 産業別月間出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

産業分類	出勤日数			総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	平成30年	令和元年	前年差	平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	前年比
調査産業計	19.2	18.8	△0.4	148.0	144.6	△2.2	137.6	134.7	△2.0	10.4	9.9	△4.9
建設業	20.8	20.6	△0.2	168.5	165.4	△1.8	157.0	155.9	△0.7	11.5	9.5	△17.6
製造業	20.0	19.8	△0.2	167.0	165.1	△1.1	150.7	149.6	△0.7	16.3	15.5	△4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	18.3	17.7	△0.6	166.7	157.4	△5.7	150.0	144.0	△4.0	16.7	13.4	△19.6
情報通信業	19.2	19.1	△0.1	156.9	166.6	6.0	147.1	151.0	2.4	9.8	15.6	58.4
運輸業、郵便業	20.7	19.5	△1.2	175.9	172.1	△2.1	160.0	151.6	△5.1	15.9	20.5	29.2
卸売業、小売業	19.1	18.7	△0.4	134.8	133.1	△1.3	127.8	126.1	△1.4	7.0	7.0	△0.6
金融業、保険業	19.3	18.6	△0.7	148.7	142.2	△4.4	143.3	138.0	△3.7	5.4	4.2	△22.2
不動産業、物品賃貸業	16.6	18.0	1.4	123.1	140.0	14.8	113.9	132.3	17.3	9.2	7.7	△15.3
学術研究、専門・技術サービス業	19.8	18.8	△1.0	166.3	160.4	△3.5	151.0	144.5	△4.3	15.3	15.9	4.3
宿泊業、飲食サービス業	15.5	15.5	0.0	101.6	100.6	△1.1	94.0	93.2	△0.8	7.6	7.4	△2.5
生活関連サービス業、娯楽業	18.6	17.5	△1.1	130.3	122.1	△6.3	125.8	117.0	△7.1	4.5	5.1	14.1
教育、学習支援業	18.2	16.7	△1.5	143.9	124.9	△13.2	128.8	117.6	△8.7	15.1	7.3	△51.1
医療、福祉	19.4	19.3	△0.1	145.1	141.9	△2.1	139.9	137.6	△1.6	5.2	4.3	△16.8
複合サービス事業	19.4	19.2	△0.2	151.8	151.8	0.0	143.2	141.6	△1.1	8.6	10.2	18.1
サービス業 (他に分類されないもの)	18.7	18.3	△0.4	147.1	139.7	△5.0	135.2	128.9	△4.7	11.9	10.8	△9.1

(注) 調査産業計には鉱業を含む。



3 雇用の動き

令和元年の調査産業計の推計常用労働者数は、事業所規模5人以上では437,586人、前年比2.4%増（規模30人以上では、245,953人、前年比1.5%増）となった。

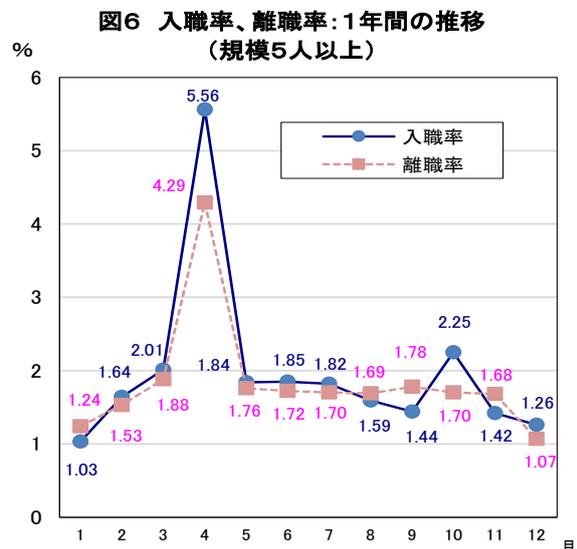
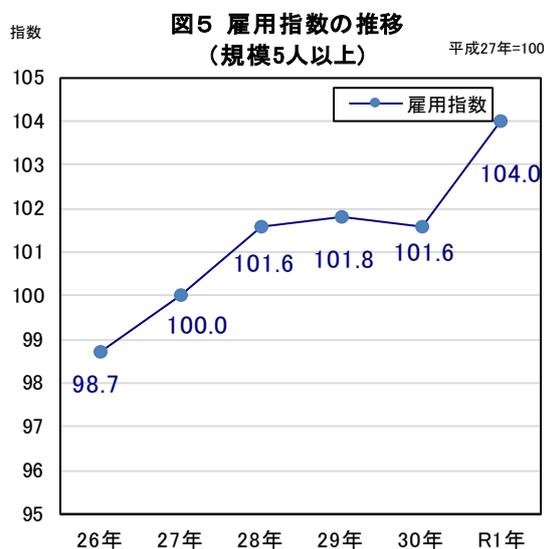
産業別にみると、教育、学習支援業（5.6%増）、製造業（4.7%増）、生活関連サービス業、娯楽業（4.2%増）等が増加し、電気・ガス・熱供給・水道業（5.4%減）、複合サービス事業（4.5%減）、不動産業、物品賃貸業（4.0%減）等が減少した。（表4、図5）

また、労働異動率（入職率、離職率）は令和元年平均で入職率1.98、離職率1.84となった。（図6）

表4 産業別推計常用労働者数及び雇用指数（規模5人以上）

産業分類	推計常用労働者数		雇用指数 (平成27年=100)		
	平成30年	令和元年	平成30年	令和元年	前年比
	人	人			%
調査産業計	427,850	437,586	101.6	104.0	2.4
建設業	27,584	28,000	111.5	113.2	1.5
製造業	87,691	91,913	99.2	103.9	4.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2,296	2,173	251.5	237.9	△ 5.4
情報通信業	9,387	9,021	97.5	93.8	△ 3.8
運輸業，郵便業	25,521	24,939	95.7	93.5	△ 2.3
卸売業，小売業	74,716	76,367	98.5	100.7	2.2
金融業，保険業	10,229	10,348	91.3	92.4	1.2
不動産業，物品賃貸業	5,686	5,458	117.6	112.9	△ 4.0
学術研究，専門・技術サービス業	8,746	8,954	115.4	118.1	2.3
宿泊業，飲食サービス業	34,034	35,429	96.3	100.2	4.0
生活関連サービス業，娯楽業	12,403	12,912	98.3	102.4	4.2
教育，学習支援業	20,668	21,837	103.4	109.2	5.6
医療，福祉	71,307	72,976	104.3	106.7	2.3
複合サービス事業	5,441	5,196	131.5	125.6	△ 4.5
サービス業 (他に分類されないもの)	32,144	32,063	107.9	107.7	△ 0.2

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。



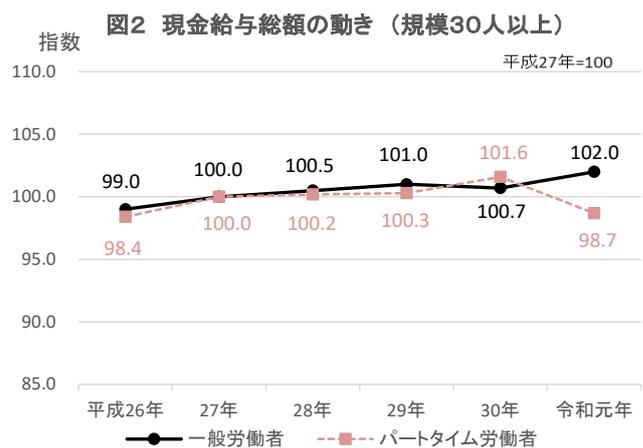
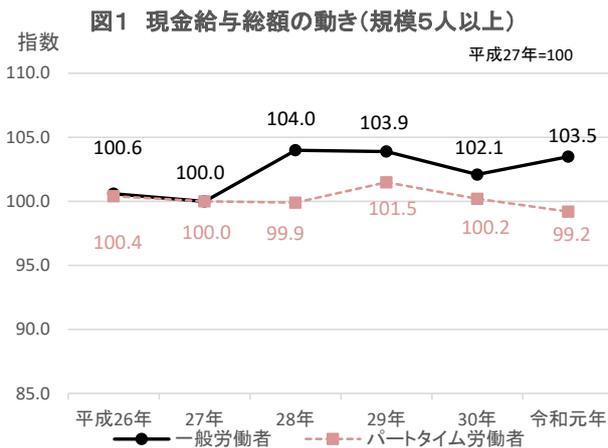
一般労働者とパートタイム労働者の推移

① 現金給与総額

- ・令和元年における1人平均の月間現金給与総額は一般労働者が382,482円となり、前年比で1.4%増（規模30人以上は、406,318円、前年比1.3%増）となった。（表1、図1）
- ・パートタイム労働者が97,766円となり、前年比で1.0%減（規模30人以上は、110,317円、前年比2.9%減）となった。（表1、図2）

表1 就業形態別月間現金給与総額の動き（調査産業計）

年	規模5人以上				規模30人以上			
	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比
	円	(%)	円	(%)	円	(%)	円	(%)
平成26年	370,096	2.9	98,441	3.3	393,663	3.1	107,034	3.5
27年	369,287	△ 0.6	98,625	△ 0.4	399,014	0.9	111,763	1.7
28年	384,048	3.9	98,529	△ 0.1	401,110	0.5	111,967	0.2
29年	383,420	△ 0.1	100,060	1.6	402,445	0.5	112,046	0.1
30年	376,926	△ 1.7	98,766	△ 1.3	401,427	△ 0.3	113,533	1.3
令和元年	382,482	1.4	97,766	△ 1.0	406,318	1.3	110,317	△ 2.9



② 常用労働者数

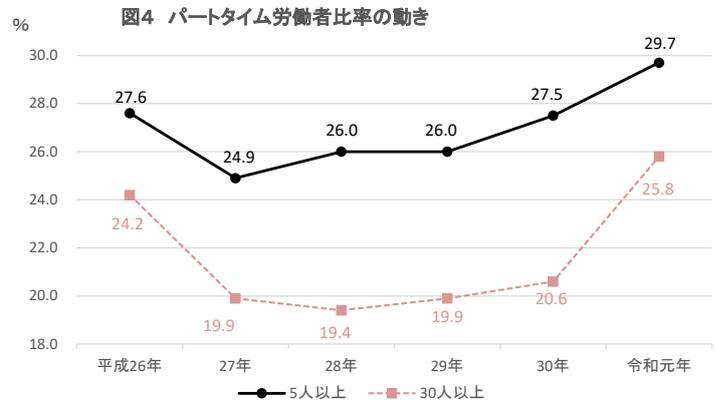
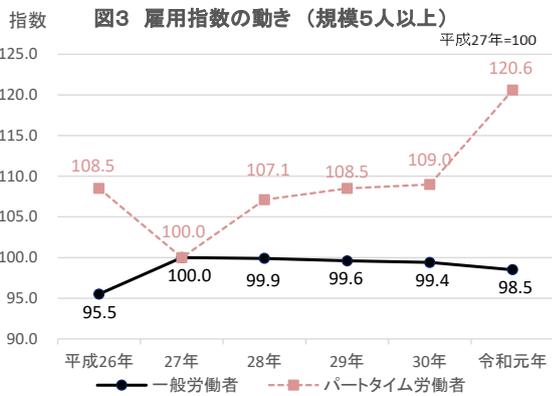
- ・令和元年の調査産業計の推計常用労働者数は一般労働者が 307,521 人となり、前年比で 0.9%減（規模 30 人以上は、182,495 人、前年比 5.1%減）となった。（表 2、図 3）
- ・パートタイム労働者が 130,065 人となり、前年比で 10.6%増（規模 30 人以上は、63,458 人、前年比 27.1%増）となった。（表 2、図 3）
- ・パートタイム労働者比率が前年差 2.2 ポイント上昇し、29.7%となった。（規模 30 人以上は前年差 5.2 ポイント上昇し、25.8%となった。（表 2、図 4）

表 2 就業形態別常用労働者数の動き（調査産業計）

年	規模5人以上					規模30人以上				
	一般労働者 ※ (A)	前年比	パートタイム 労働者 ※ (B)	前年比	パートタイム 労働者比率 ※ (C)	一般労働者 ※ (A)	前年比	パートタイム 労働者 ※ (B)	前年比	パートタイム 労働者比率 ※ (C)
	人	(%)	人	(%)	(%)	人	(%)	人	(%)	(%)
平成26年	305,664	2.0	116,299	△ 1.3	27.6	176,920	1.1	56,624	0.6	24.2
27年	321,212	4.6	106,297	△ 7.9	24.9	187,661	6.0	46,490	△ 17.8	19.9
28年	321,788	△ 0.1	112,909	7.1	26.0	194,526	3.8	46,919	0.9	19.4
29年	322,171	△ 0.3	113,418	1.3	26.0	192,187	△ 1.3	47,859	2.1	19.9
30年	310,274	△ 0.2	117,576	0.5	27.5	192,400	△ 1.2	49,923	2.7	20.6
令和元年	307,521	△ 0.9	130,065	10.6	29.7	182,495	△ 5.1	63,458	27.1	25.8

※ パートタイム労働者比率(C)=パートタイム労働者数(B)÷全常用労働者数(A+B)×100

労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、常用雇用指数とその増減率を過去に遡って改訂したため、前年比は実数比較に相違する。



毎月勤労統計調査地方調査の説明

第1 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約700の事業所について調査を行っている。

3 調査期日

調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)である。

4 調査の方法

区分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業規模	常用労働者30人以上	常用労働者5～29人
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式(郵送調査方式)、または電子情報処理組織により提出する方式(オンライン方式)としている。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式、または電子情報処理組織により提出するオンライン方式としている。
抽出方法	経済センサス等によって把握した最新の年次フレームの事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に行っている。抽出した事業所は予備調査を行った上で調査対象として指定する。指定後は、原則として次の部分入替えまで継続して調査する。 なお、毎月1月分調査において、部分入れ替えを実施するが、部分入替えの対象外となる継続事業所の指定事業所の減少に伴い、年次フレームから第一種事業所の追加指定を行う。	二段抽出の方法を採っている。 一次抽出単位は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」である。毎勤第二種基本調査区から約10調査区を抽出し、予備調査を行った上「毎勤第二種指定調査区」とし、次に統計調査員がこの調査区を巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 二次抽出はその名簿から常用労働者が5～29人の事業所を選び抜き、厚生労働省が産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出し、第二種事業所として指定する。
調査期間	調査期間は原則として3年間である。事業所の交換は、2～3年に一度全数入替を行っている。なお、令和2年からは毎年3分の1ずつ交換するローテーション方式に変更となる。平成30年、31年は経過措置として毎年半数ずつ交換する。	調査期間は原則として18か月である。ただし標本事業所の交替は一斉に行うのではなく、調査区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)をとっている。

5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

調査事項	説明
現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」
きまって支給する給与 (定期給与)	労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。 「きまって支給する給与」＝「所定内給与」＋「所定外給与」
所定内給与	きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの。
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
特別に支払われた 給与	労働契約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働契約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ②支給事由の発生が不定期なもの ③3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤手当など） ④いわゆるベースアップの差額追給分
総実労働時間	労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」
所定内労働時間	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻間の実労働時間数のことである。
所定外労働時間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
出勤日数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。
常用労働者	①期間を定めずに、雇われている者 ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことをいう。
一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定時間が一般の労働者より短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ないもの のいずれかに該当する者のことをいう。

イ 集計表の比率等

(ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

(イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

(ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う経済センサスに基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

(1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

(3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、平成27年を基準（平成27年＝100）としている。

(1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

(2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成27年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

9 利用上の注意

- (1) この調査は、事業所規模(調査事業所の雇用する常用労働者数)5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- (2) 平成22年1月分から平成28年12月分までは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- (3) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類(以下、「新産業分類」という。)に基づき集計している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
- (4) 常用雇用者指数は、経済センサス基礎調査の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク(水準基標)として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。
- (5) 常用雇用者指数とその増減率は、平成26年経済センサス基礎調査の結果に基づき労働者推計のベンチマークを平成30年1月分月報で更新したことに伴い、平成30年1月分月報公表時に過去に遡って改訂した。
- (6) 前年増減率については、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- (7) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (8) 統計表において、調査事業所が少ないないため、掲載していない分類があるが、調査産業計などは、これらも含めて集計している。
- (9) 統計表に用いる符号
 - 「0」、「0.0」……………単位未満
 - 「-」……………該当数値なし
 - 「…」……………不詳または比較数値なし
 - 「×」……………調査事業所が少ないため、掲載しない
 - 「△」……………負数または減少

10 表章産業変更に伴う取扱い

- (1) 表章産業の変更について
毎月勤労統計調査では、平成29年1月分から、新産業分類に基づき集計している。
これにより、当調査の表章産業は次ページのとおりである。
- (2) 平成21年以前の結果との接続について
旧産業分類に基づいて表彰している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応(次ページ「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応)を単純に接続させている。また、本年報では新産業分類で表章している。

毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

集計産業（新産業分類 H22.1～）		旧産業との接続	平成21年以前の集計産業（旧産業分類）	
大分類	TL 調査産業計 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの）	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ▲ ▲ ▲ ◎ × × × × × × × × × × × ×	TL 調査産業計 D 鉱業 E 建設業 F 製造業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業 L 不動産業 Q サービス業（他に分類されないもの） M 飲食店、宿泊業 Q サービス業（他に分類されないもの） O 教育、学習支援業 N 医療、福祉 P 複合サービス事業 Q サービス業（他に分類されないもの）	
中分類等	E09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 E11 繊維工業 E12 木材・木製品製造業（家具を除く） E13 家具・装備品製造業 E14 パルプ・紙・紙加工品製造業 E15 印刷・同関連業 E16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業 E18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） E19 ゴム製品製造業 E21 窯業・土石製品製造業 E22 鉄鋼業 E23 非鉄金属製造業 E24 金属製品製造業 E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業 E31 輸送用機械器具製造業 E32, 20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業 ES1 E一括分1（個別設定） ES2 E一括分2（個別設定） ES3 E一括分3（個別設定） I-1 卸売業（I50～I55） I-2 小売業（I56～I61） M75 宿泊業 MS M一括分（個別設定（M76, 77は必須）） P83 医療業 PS P一括分（個別設定（P84, 85は必須）） R91 職業紹介・労働者派遣業 R92 その他の事業サービス業 RS R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須））	◎ × △ ◎ △ ◎ 新設 ◎ ◎ ○ ◎ ◎ ◎ × × × × ▲ × × ◎ 新設	F09, 10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 F12 衣服・その他の繊維製品製造業 F13 木材・木製品製造業（家具を除く） F14 家具・装備品製造業 F15 パルプ・紙・紙加工品製造業 F16 印刷・同関連業 F19 プラスチック製品製造業（別掲を除く） F20 ゴム製品製造業 F22 窯業・土石製品製造業 F23 鉄鋼業 F24 非鉄金属製造業 F25 金属製品製造業 F26 一般機械器具製造業 F26 一般機械器具製造業 F31 精密機械器具製造業 F29 電子部品・デバイス製造業 F27 電気機械器具製造業 F28 情報通信機械器具製造業 F30 輸送用機械器具製造業 FS1 F一括分1（個別設定） FS2 F一括分2（個別設定） FS3 F一括分3（個別設定） J-1 卸売業（J49～J54） J-2 小売業（J55～J60） M72 宿泊業 N73 医療業 Q90 その他の事業サービス業 Q90 その他の事業サービス業	
特掲区分	TK1 特掲産業1（個別設定） TK2 特掲産業2（個別設定） TK3 特掲産業3（個別設定） TK4 特掲産業4（個別設定） TK5 特掲産業5（個別設定） TT1 特掲積上げ産業1（個別設定） TT2 特掲積上げ産業2（個別設定）			

(注) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。なお、記号の見方は以下のとおり。
◎：完全に接続する対応
△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応
○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応
▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応
×：その他の対応

廃止する集計産業

集計産業（旧産業分類）		備考
中分類	F17 化学工業 F18 石油製品・石炭製品製造業 F21 なめし革・同製品・毛皮製造業 F32 その他の製造業 Q80 専門サービス業(他に分類されないもの) Q81 学術・開発研究機関 Q84 娯楽業 Q86, 87 自動車整備、機械等修理業	区分を統合し、E16, 17として集計。 区分を統合し、E16, 17として集計。 区分を統合し、E32, 20として集計。 区分を統合し、E32, 20として集計。 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	(×)L72, 74 (◎)L71 (×)N80 (○)R89, 90	